

令和3年第11回農業委員会総会議事録

令和3年11月16日（火）第11回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志	
	2番	小田 正廣		4番	赤井 勝利	
	5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史	
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利	

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

3番	宮本 武博	17番	奥津 忠和
----	-------	-----	-------

議事	議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第55号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第56号	農地法第3条の規定による許可取消について
	議案第57号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項  
その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	参事	三村 真司
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

三村参事	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日の出席は、26名で欠席の方は3番宮本委員、17番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。農繁期も一段落し一息ついていることと思います。12月の総会、研修会終了後、今年の実省と研修での反省会を計画しています。さて報告事項の案件についてですが、農業用倉庫の農地法施行規則第29条、53条は無線通信鉄塔、1m未満の農地改良については、委員の確認後は総会を経なくて着工できることに統一してはと思います。以前は、確認後に着工していたと思います。報告事項届については審議が無いので確認後に許可をしても良いのではないかと。事務局と委員1人以上となっているので確認ができれば着工しスピード感を持って対処したらと思います。後で、協議事項で出しますのでよろしく申し上げます。それでは、本日もよろしく申し上げます
三村参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、16番大原委員に先導をお願いいたします。
大原委員	「農業委員会憲章」の先導
三村参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、14番藤川委員、1番仲田委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第54号農地法第3条について今回の議案についてでございますが、申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を11月8日に行っております。場所は、大佐永富、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は交換による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する

者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、親族同士の農家間で交換するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

続けて2番もお願いします。

小林主査

続けて2番でございますが、1番と2番は交換となっております。現地確認を11月8日に行っております。場所は、大佐小阪部、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は交換による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、今回取得する経営農地について作業委託する予定であり、そのことから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、親族同士の農家間で交換するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番

山田委員

15番山田です。宮本委員が欠席なので代わりに説明します。確認を11月5日に宮本委員、後藤推進委員で行いました。場所は、県道新見勝山線●●地内に●●●修理工場があり線路を渡り●●●の●があり、小坂部川を渡り●●●があります。問題ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質

問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号1番、2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第54号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を11月8日に行っております。場所は、神郷油野、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、申請地近隣の農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。

大原委員

16番大原です。11月7日、仲田委員、信谷推進委員と譲受人の方と現地確認しました。場所ですが、旧油野小学校の東300m先県道縁です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第54号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を11月8日に行っております。場所は、哲多町本郷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、経営農地は全て耕作し、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、申請地隣接の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。

宮脇委員

11番宮脇です。確認を11月9日、井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私とで行いました。場所は、本郷幼稚園保育園があります横に●●団地がありその上の市道に隣接した所にあります。農地売買で申請人は高齢で管理出来ないと言われており、この場所は譲受人の家の隣です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第55号農地法第5条の申請につきまして、7件申請がございました。それでは、第1番から第4番は同一の件ですので、一括で説明させていただきます。現地確認を11月8日に行っております。場所は高尾、現況地目はそれぞれ田1筆でございます。転用目的は事務所・整備工場建設です。転用理由ですが、他に適地がなく、新見市正田の営業所を拡張移転するため、事務所と建設機械整備工場を建築するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。価格は記載のとおりです。工事期間は令和4年1月10日から令和4年9月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地準工業地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成費、建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。11月14日、溝尾推進委員と現地確認しました。場所は、高尾●●交差点から●●へ入りすぐ右手の所にあります。問題ないと思います。

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号1番から4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。この1番から4番を1

件の案件として、面積が30a以上となるため、県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において許可適当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。続きまして、議案第55号5番について事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第5番でございますが、現地確認を11月8日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、譲受人事務所の駐車場は傾斜地で狭く、支障があることから、申請地に駐車場を新設するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和3年12月1日から令和4年6月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・土地造成・整備費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を11月1日に会長、三輪委員、私と3名で行いました。場所は、●●建設の事務所北隣に倉庫、工場がありその北側です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第55号6番について事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第6番でございますが、現地確認を11月8日に行っております。場所は土橋、現況地目は田1筆でございます。転用目的は宅地です。転

用理由は、他に適地がないことから、やむを得ず実家近くの申請地に住宅木造2階建てを新築するものです。契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は令和3年11月28日から令和4年3月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。9番。

藤本委員

9番藤本です。現地確認を11月11日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私とで行いました。場所は、●●●線を土橋へ上がり●●●商店がありそこを北へ500m先の道上です。さらに100m先へ上がると実家があります。本人へ確認したところ実家は子供に譲り新築をして出るそうです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第55号7番について事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第7番でございますが、現地確認を11月8日に行っております。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は物置増設です。

転用理由は、譲受人の自宅物置が手狭であることから、隣接する申請地に物置を増築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和3年11月20日から令和3年12月11日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地第1種住居地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、

	申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。
眞壁委員	12番眞壁です。11月14日、泉推進委員と現地確認しました。場所は、JA農協上市支所から市道を西へ50m先の家裏です。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)  ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)  全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。5番、6番、7番につきましては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は不要となりますが諮問不要としてよろしいか。
全 員	(よろしい。)
会 長	諮問不要として許可と決定とします。続きまして、議案第56号農地法第3条の規定による許可取消について事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第56号農地法第3条の規定による許可取消について申請が1件ございました。9月の総会で議決いただいたものでございます。当初の申請内容につきましては、記載のとおりです。取消理由としましては、譲受人側の諸事情により、売買契約を合意解除することとなったため、とのことでした。説明は以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。9月で許可が出ていたのですが取消されましたのでよろしくをお願いします

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第56号許可取消を承認とするの方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可取消を承認します。続きまして、議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>竹村局長</p>	<p>今回、新規の貸し付けが7件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番唐松、田3筆、3年使用貸借、2番坂本、田1筆、5年使用貸借、3番坂本、田1筆、5年使用貸借、4番千屋花見、田7筆、10年貸貸借、5番神郷下神代、田3筆、5年使用貸借、6番哲多町田淵、田3筆、10年貸貸借、7番哲西町八鳥、田3筆、10年貸貸借となっております。なお4番から7番までについては農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番からお願いします。推進委員5番。</p>
<p>三輪委員</p>	<p>推進委員5番三輪です。現地確認を11月4日、逸見会長、伊達委員と行いました。場所は、最初の●●●●は川合橋から唐松方向へ500m先入った進行方向左側です。●●●●は、そこから更に100m先奥進行方向右側です。●●●●は、唐松公民館から高梁川方向へ200m先行った進行方向右側にあります。問題ありません。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて2番3番をお願いします。推進委員3番。</p>
<p>泉委員</p>	<p>推進委員3番泉です。確認は11月14日に眞壁委員と行いました。場所は、国道180号線を千屋方面に向かい●●がありそこからまた北上し●●商店がありそこから250m先にこの土地があります。国道縁</p>

	<p>に農道があり●●●、●●●は借受人が同級生でその方の耕作地が近くにあり、2人で相談し農道を挟み上下に分けて借受け利用権設定するものです。精力的に耕作されていますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>続いて4番をお願いします。推進委員2番。</p>
真壁委員	<p>推進委員2番真壁です。11月10日、小田委員と現地確認しまして。場所は、千屋温泉から南へ2キロ下ったところにバス停があります。そこから北へ直線で100m先へありました。耕作者の方は既に、2年前から作付けされています。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて5番をお願いします。推進委員8番。</p>
信谷委員	<p>推進委員8番信谷です。現地確認を11月7日、仲田委員、大原委員、3名で行いました。場所は、神郷下神代の親子孫水車の駐車場から農道を新見に向かって200m下った所の右側にありました。良く管理されて問題ありません。</p>
会 長	<p>続いて6番をお願いします。推進委員9番。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を11月9日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と私とで行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の国際貢献大学校から哲西方面に300m先へ行った右側の高台に申請人の自宅があります。そこから眼下に5筆あります。問題ありません。以上です。</p>
会 長	<p>続いて7番をお願いします。推進委員10番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。確認日は11月7日、三上委員、奥津委員と私で行いました。場所は、182号線哲西支局より東城方面に2.5キロ行った所の左手に●●団地があります。そこから300m東方面に3筆あります。綺麗に整備されていました。問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第57号新規の議案に賛成の</p>

	方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	再設定が4件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
全 員	(ありません。)
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第57号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、再設定は決定といたします。ここで20分まで休憩にします。
	～ 休 憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回9件ございました。順番に説明させていただきます。1番の場所は新見、確認を9月15日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、平成13年頃から雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は1番の隣で新見、確認を9月15日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、平成13年頃から雑種地になっているというものです。農業委

員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。

3番の場所は神郷高瀬、確認を9月15日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番の場所は哲多町本郷、確認を9月17日に行いました。

登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、時期不詳で宅地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は豊永佐伏、確認を9月17日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。6番の場所は土橋、確認を10月19日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。7番の場所は6番の近くで土橋、確認を10月19日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。8番の場所は上市、確認を10月19日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。9番の場所は8番の隣で上市、確認を10月19日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。法務局照会説明は以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。1番、2番願います。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。1番、2番を9月18日に眞壁委員、溝尾推進委員、私とで行いました。場所は、●●から斎場へ向かって300m上った左手の土地です。雑種地と確認しました。

会 長

続いて3番願います。16番。

大原委員

16番大原です。9月16日現地確認を仲田委員、信谷推進委員と私で行いました。場所は、●●団地より北東へ1キロ先で山林を確認しました。以上です。

会 長	4 番お願いします。1 1 番。
宮脇委員	1 1 番宮脇です。確認を9月19日、井藤委員、小川委員、逸見推進委員と行いました。場所は、本郷小学校前の県道新見成羽線を挟んで向側で住宅が建って宅地となっています。以上です。
会 長	5 番お願いします。1 4 番。
藤川委員	1 4 番藤川です。9月21日に藤本委員、神山委員と現地確認しました。場所は、土橋湯川診療所から東へ200m地点にあります。原野となっていました。以上です。
会 長	6 番、7 番お願いします。9 番。
藤本委員	9 番藤本です。現地確認を11月11日、藤川委員、神山委員、妹尾推進委員と4名で行いました。場所は、長屋賀陽線を豊永方面に進み土橋へ入ると左へ●●があります。そこから100m下ったところの進行方向左上に自宅があります。自宅を囲み3筆ありました。原野となっていました。
会 長	8 番、9 番お願いします。1 2 番。
眞壁委員	1 2 番眞壁です。11月14日に泉推進委員と現地確認しました。場所は、JA 農協上市支所の裏側で空き地でした。以上です。
会 長	続きまして、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	農地転用期間変更届が2件出ております。1 番草間、工事が順調に進まなかったためです。次に大佐田治部、コロナの影響により、役員会が開催できなかったためです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。1 0 番。
神山委員	1 0 番神山です。事務局の説明通りです。
会 長	続いて、1 5 番お願いします。
山田委員	1 5 番山田です。コロナ影響によりやむを得ないと思います。

会 長	続きますして、完了届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	完了届が2件出ています。1番高尾地内農地法第5条による私道拡幅です。2番大佐田治部地内、農地法第4条による建設重機駐車場です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。確認を11月14日に溝尾推進委員と行いました。拡幅が完了していました。
会 長	続いて2番。15番。
山田委員	15番山田です。11月5日に確認しました。綺麗にできていました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	利用権中途解約合意書が9件出ております。1番、唐松田1筆売買により今回3条の申請がでています。2番、千屋実田2筆耕作者の管理状況不良のため、農地中間管理機構へ契約変更する。3番から7番、大佐永富及び小南の田13筆米価の大幅下落により経営維持が困難となったためです。8番、神郷高瀬田4筆借主の体調不良により耕作できなくなったため。9番、哲多町田淵田4筆借主の労働力不足のため今回、農地中間管理機構との契約を予定しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。順次1番からお願いします。推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。確認は11月1日、逸見会長、伊達委員と行いました。本日の議案第55号5番と同じです。
会 長	続いて推進委員2番。
真壁委員	推進委員2番真壁です。11月10日、小田委員と確認しました。場所は、県道千屋神戸上線入口から300m上ったところへバス停がありそこから東へ200m先にありました。借受人が2年間耕作していないため貸付人が中途解約をされたものです。

会 長	続いて推進委員 7 番。
後藤委員	推進委員 7 番後藤です。10月9日に本人と話をしましたが中学校から南方向に広大な面積があるのですが全て返されると決められました。貸付人は高齢者、農機具を持っていない様々な方がおられます。近くに●●営農がありますが手一杯で受入れできないとのことなので農協へ受入れをお願いするように勧めています。飛び地は分かりませんが、概ね連坦していますのでその辺は農協が受け入れて下さると思います。農協が受け入れても借受人の●●が農協の委託を受けて草刈り、防除をするようになるそうです。又、12月にも数件出ると思いますのでよろしくをお願いします。
会 長	続いて推進委員 8 番。
信谷委員	推進委員 8 番信谷です。11月7日に仲田委員、大原委員と確認しました。場所は、神郷高瀬●●地区に神社があり、その東側へ●●、●●、●●があり●●が東へあります。●●、●●、●●は隣接する田を耕作されている方に今は耕作していただいています。後1筆は誰かにお願いし耕作していただくようにと思っています。以上です。
会 長	9 番。推進委員 9 番。
逸見委員	推進委員 9 番逸見です。利用権設定の新規で許可された5筆の内の4筆です。解約理由は記載の通りです。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
小林主査	冒頭で会長の挨拶でありました届出の扱いについて、ご意見いただければと思います。 現在では、29条の農機具倉庫200㎡未満のもの、農道、農地改良届1m以内の嵩上げといったものが届出の扱いとしています。現在は、総会を経て、着手していただくように扱ってます。私もそのように引き継ぎを受けています。許可と届の扱いが今では同じ扱になってます。本来の届の扱いは、届出があり農業委員会が現地確認し問題無いことが確定して着手されるものが正しい扱いではないかと考えますので改めさせていただきます。ご意見をいただければと思います。
会 長	事務局から申したように、届出が許可のほうに引かれてるようなので

	スピーディに物事を運ぶにも確認できたら許可してもよいのではないのでしょうか。皆さん、いかがでしょうか。
後藤委員	農機具倉庫は農振地内だろうと200㎡以内ならできるのですが、乗用車等の車庫で使う場合があるので注意が必要です。後は良いと思います。
会 長	車庫については転用が必要なので、立会の注意をよろしくお願いします。それでは届出の扱いはよろしいでしょうか。
全 員	(よろしい。)
会 長	他に協議事項はありますか。続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。
小林主査	令和3年度の市町村農業委員農地利用最適化推進委員研修会が12月14日火曜日の13時30分からコンベックス岡山で開催されます。12月の総会を14日の9時から考えています。11時頃には、ここを出発したいと思います。バスを準備する予定です。要綱にもありますが主に県北地域が13時30分から16時までの研修になっていますのでこれを受けていただくようになっています。終わりましたらバスで新見に帰る予定です。帰りましたら夜に反省会を計画しておりますので研修に皆さん出席いただけると考えています。研修は受けるが反省会は欠席される方は事務局へご一報ください。当日の昼食はお弁当を準備しますのでバスの中で食事をしていただくこととなります。よろしくお願いします。
竹村局長	後、2件連絡事項をさせていただきます。 米の価格下落について要望を、市長と農協さんの方へ、会長、代理、小田農政部会長、後藤最適化推進会長、藤本農地部会長代理でさせていただきました。市長要望は10月27日、農協への要望は10月29日に行っております。市長要望については、市長の回答については岡山県知事への要望書が出されているようですということで、総選挙が終わり補正予算にこのことが組み込まれることを期待していますということで、市長会を通じても要望を行う予定とのこと。市内2,500件の米農家が有り、市だけで補助していくことは大変難しい。農協以外での個々の取引でも厳しい状況であるということです。 農協への要望ですが、常務理事に應對していただきました。11月11日に農協としても市長への要望を予定しているということで国への

	<p>要望も県JAグループとして年末までには行う予定。また、県下の余剰米も精米できるように哲西の精米機械の性能を上げたので、しっかり売り1,000円でも追加払いできるようにしていきたい。資材の引下げについても考えていますということでした。以上が要望の報告でした。</p> <p>それからもう1件、お手元に資料をお配りしています農業者年金加入促進について若い層に加入推進をしたいのですが農業者年金は若い層には手厚い政策支援があります。39才以下であれば一定条件を満たせば保険料が安くなります。30代で加入された場合には月々2万円保険料を払う方について要件を満たすと最大月に1万円補助がでます。本来ですと30年で720万払うところを588万で同じだけの支給が得られることとなります。農協と調整を行い、加入推進対象者名簿を作成しています。ここにあげさせていただいている方は、加入推進対象者の中の20代、30代までの方です。機会があれば、農業者年金への加入を進めていただきたいと思います。年金については以上です。</p>
三村参事	<p>次回の総会ですが、12月14日火曜日この日は午後から岡山で研修会がありますので、午前9時から開催となりますがよろしいでしょうか。場所は南庁舎1F会議室1Cです。また、1月の予定は14日金曜日15時30分からとなりますよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>例年通り初めに写真を撮ります。他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田委員	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 10 時 30 分)</p>